

苫小牧市

市長 岩倉博文様

平成 30 年度税制改正  
ゴルフ場利用税廃止要望について

平成 29 年 9 月 28 日

苫小牧地区ゴルフ場

アイランドゴルフリゾート御前水・桂ゴルフ倶楽部

樽前カントリークラブ・千歳空港カントリークラブ

苫小牧ゴルフリゾート 72・ドリーム苫小牧ゴルフ倶楽部

ニドムクラシックコース・北海道ブルックスカントリークラブ

北海道ゴルフ倶楽部・北海道リバーヒルゴルフ倶楽部

## 平成 30 年度税制改正 ゴルフ場利用税廃止要望のご説明

ゴルフ場利用税は、多くのスポーツの中で、ゴルフ場の利用にのみ単体で課税される極めて不公平な税であり、超党派ゴルフ議員連盟、自由民主党ゴルフ振興議員連盟、スポーツ庁（文部科学省）のご支援のもと、ゴルフ場利用税廃止の税制改正を要望してまいりました。

昨年、平成 29 年度税制改正大綱に「ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する」と明記されましたが、その後ゴルフ議連において、ゴルフ場利用税交付金がゴルフ場所在市町村の貴重な財源になっていることに鑑み、「利用税廃止によって影響を受ける市町村に対する財源措置」について検討が重ねられてきました。

6 月 16 日、超党派ゴルフ議員連盟、自由民主党ゴルフ振興議員連盟の合同総会が開催され、ゴルフ場利用税廃止を求める平成 30 年度税制改正要望が決議されました（添付資料参照）。この具体策の中では、ゴルフ場利用税廃止を前提として、同税廃止によって減収となるゴルフ場利用税交付金のうち、地方交付税措置のされない純減 25% 部分については、市町村協力金（仮称）として、現在課税対象のゴルファーから当該市町村へ寄付金の協力を求める案となっております。

ゴルフ場利用税廃止が実現した際は、ゴルファーからの市町村への寄付金募集に対し、しっかりと協力してまいります。さらに、ゴルフ場所在市町村の収入増への協力をすすめるため、ゴルフ場を活用してゴルファーに「ふるさと納税」を呼びかけてまいります。

以 上

## 「ゴルフ場利用税」の廃止を求める決議

我が国では、消費税創設（平成元年）の際、パチンコ場やボウリング場等の娯楽施設利用税が廃止されたが、ゴルフについては、担税力のある裕福な者が行うスポーツであるとして「ゴルフ場利用税」が新設され、未だに存続している。

ゴルフは、既に国民体育大会の正式種目に採用され、現在、子供から高齢者、障害者まで、国民の約一割、一千万人が親しむ生涯スポーツとなっており、もはやゴルフ場の利用者に特段の担税力を見出すことはできない。

また、ゴルフ場は他の屋外スポーツに比べ格段の行政サービスを受けているわけではなく、むしろ、雇用、資材の購入、交流人口の増加等によって地域との共存共栄を果たすとともに、ゴルフ産業は我が国を代表するスポーツ産業の一つであり、地域経済にも大きく貢献しているものである。

こうした中、あまたあるスポーツの中で、ゴルフ場の利用にのみ単体で課税されることは税の公平性の観点からも極めて不当なものであるとともに、消費税との二重の負担となっている。

ゴルフは、昨年のリオデジャネイロオリンピックから正式競技に復帰し、国際的にも競技スポーツとして確固たる地位が認められた人気スポーツであり、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国として、世界的に類を見ないゴルフのみを狙い撃ちした課税を行っていることは恥すべきことである。

ついで、今般の税制改正において、「ゴルフ場利用税」の廃止を決定すべきである。なお、ゴルフ場利用税の廃止に際しては、ゴルフ場利用税交付金がゴルフ場所在市町村の貴重な財源となっていることに鑑み、ゴルフア－の協力を得て代替財源を確保し、補てんする。さらに、ゴルフ場を活用してゴルフア－に「ふるさと納税」を呼びかけ、ゴルフ場所在市町村の収入増への協力をすすめる。

平成二十九年六月十六日

### 超党派ゴルフ議員連盟

名誉会長	麻生 太郎	衛藤 征士郎
顧問	高村 正彦 保岡 興治	額賀 福志郎
副会長	赤松 広隆 遠藤 利明	山本 昭子
代行副会長	中曾根 弘文 石原 伸晃	漆原 良夫
	高木 義明 下村 博文	安住 淳
	竹本 直一 浅尾 慶一郎	下野 幹郎
幹事	小堀 鋭仁	
事務局次長	笠浩史 大西 英男	松下 新平
	小宮 泰子	

### 自民党ゴルフ振興議員連盟

顧問	衛藤 征士郎
顧問	麻生 太郎 谷垣 禎一
副会長	甘利 明 河村 建夫
代行副会長	中曾根 弘文 茂木 充
	下村 敏久 山本 久
幹事	橋本 聖子
幹事代理	藤本 一
副幹事	野正 芳
事務局次長	大西 英男 小田 深
	井上 貴博 神田 憲
	後藤 生田 片山 さつ
	塩谷 洋一 逢沢 一郎
	立 正彦 一 義郎
	田 正純 光 一
	佐 市平 ひ なこ

## 平成30年度税制改正要望

《平成30年4月～》 ※ゴルフ場利用税が廃止されることを前提として

○全国のゴルフ場利用税のH27決算額は、約480億円。このうちゴルフ場所在市町村に対し交付されたゴルフ場利用税交付金の額は、336億円。

○ゴルフ場所在市町村にとっては、貴重な財源となっていることから、廃止された場合の市町村の代替財源について措置。

○地方交付税の仕組みでは、減少した財源のうち75%（平成27ベースで252億円）は、当該市町村に対し、地方交付税として措置される。

純減となる残り25%部分について、ゴルファーによる市町村への寄付金協力で補てんする。

◇現在のゴルファー課税利用者から協力を願う寄付金は、200円。

平成27決算額ベースで純減となる25%部分は84億円であるが、寄付金200円と設定した場合の寄付金総額は、143億円となる。（平成27課税利用者数延べ7,170万人）

